

水産加工業者等が連携して取り組む活動を支援します／

# 水産業連携活動促進事業

東日本大震災以降、売上が震災以前に回復していない水産加工業者等が7割を占めている中、県では、経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います。

## 補助対象者

県内に事業所を有する事業者が3者以上参加し、かつ、そのうち2者以上が県内に事業所を有する水産加工業者等

## 支援内容

### (1) 専門家派遣支援

：情報交換、経営研究、商品開発等の取組みに対し、専門家派遣を行う。

### (2) 企業連携活動促進支援

：専門家の指導・助言に基づく活動経費の一部を補助する（希望する団体のみ）。

## 支援可能な分野

- 経営分析・経営改善に関すること
- 人材育成に関すること
- 販売戦略・マーケティングに関すること
- 商品開発に関すること
- その他知事が特に必要と認めるもの

## 派遣上限

- 1団体あたり5回まで  
（1回の派遣時間は原則3時間）

## 補助上限

- 1団体あたり100万円
- 補助率1/2以内

## 補助対象経費

専門家の指導・助言に基づく取組のうち下記の経費。

|       |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 旅 費   | 事業を実施するために直接必要な補助事業者が行う先進事例視察及びマーケティングなどの活動に要する交通費、宿泊料               |
| 研究開発費 | 商品開発に直接必要な原材料費（自社からの仕入は対象外）、外注費、検査・分析費、機械リース費、包装デザイン等開発費、ECサイト改良・構築費 |
| 調査研究費 | 調査研究のためのサンプル制作費（無償配布に限る）、紹介資料等作成費、調査研究に直接必要なマーケティング委託費、試験・調査費        |
| 庁 費   | 事業を実施するために必要な会場等借用料、消耗品費、資材購入費                                       |
| 広告宣伝費 | 商談会等出展経費、ポスター・パンフレットの制作費、資料購入費、送料、広告料等などのPR経費                        |
| そ の 他 | 上記のほか、知事が必要と認める経費                                                    |

## 申請期間

令和7年4月4日（金） ～ 令和7年10月31日（金）

予算の範囲内において、ヒアリングに基づき、順次、支援決定いたしますので、お早めに申請願います。

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939 E-mail : suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisangyourenkeisokushin.html>

## 事業の流れ

## 専門家派遣支援

## 企業連携活動促進支援

### STEP1 申込

専門家派遣申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、下記お問い合わせ先までメールにより提出願います。

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

10/31まで

### STEP2 ヒアリング

申込内容をもとにヒアリングを行い、取組内容や専門家を決定します。ヒアリングの日程は専門家派遣申込書(様式第1号)を提出後に調整します。

※この時点で、支援を受ける目的及び成果目標が明確でない場合や支援の効果が期待できない場合は、支援を行うことはできません。

### STEP3 支援決定

ヒアリング結果に基づいて、支援の可否を判断します。また、支援決定となる団体へは、県から支援決定通知(様式第2号)により通知を行います。

### STEP4 専門家派遣

上限を5回までとし、県が専門家を派遣します(専門家の旅費及び謝金は県が負担します)。派遣後は、実施報告書(様式第3号)を提出願います。

※会場は支援を受けられる団体でご用意願います。

2/27まで

### STEP5 補助金 交付申請

専門家の指導・助言に基づいた取組に必要な経費を補助します。専門家のアドバイスを受けて、補助金交付要綱に従い、必要書類を作成の上、提出してください。

#### 【必要書類】

- ☐ 補助金交付申請書(別記様式第1号)及び別記様式第1号-別紙1～6
- ☐ 登記事項証明書(法人の場合)
- ☐ 住民票抄本(個人の場合)
- ☐ 納税証明書(すべての県税に未納がないこと)
- ☐ その他知事が認める書類

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

### STEP6 交付決定

申請書類を受付後、書面審査を実施します。審査に問題がなければ、県から交付決定通知を送付いたします。

### STEP7 進捗報告

必要に応じて、遂行状況報告書(別記様式第5号)及び補助事業用帳簿(別記様式第6号-別紙3)を作成の上、提出願います。

### STEP8 実績報告

事業の結果について、下記の必要書類を提出願います。

#### 【必要書類】

- ☐ 補助事業実績報告書(別記様式第6号)
- ☐ 別記様式第6号-別紙1～別紙5
- ☐ 見積書、契約書、納品書及び領収証の写し
- ☐ その他知事が必要を認める書類

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

3/6まで

## お問い合わせ

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939

E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisangyourenkeisokushin.html>

